岐阜県高齢者施設等光熱費高騰対策支援金に関するQ&A

<支援金の交付対象について>

1	開設者が県や市町村の場合も対象となりますか。	対象となります。
2	休止中の施設等は交付の対象に含まれま すか。	令和4年12月1日時点で休止中の施設等は対象となりません。
3	近いうちに施設等を廃止する予定です が、交付の対象となりますか。	令和4年12月1日から令和5年3月31日までに休止又は廃止 予定の施設等は対象となりません。(災害その他やむを得ない事 由によるものは除く。)
4	今後、開設予定の施設等も交付の対象と なりますか。	令和4年度中に開設する施設等であっても令和4年12月1日時 点で開設、運営していないものは対象となりません。
5	開設者が県外の法人でも交付の対象となりますか。	施設等の所在地が岐阜県内であれば対象となります。
6	サービス付き高齢者向け住宅は交付の対 象となりますか。	特定施設入居者生活介護の指定を受けている事業所については対象となります。
7	住宅型有料老人ホームは交付の対象となりますか。	特定施設入居者生活介護の指定を受けている事業所については対象となります。
8	同一建物、同一事業所番号で介護老人福祉施設、短期入所生活介護など複数の事業所がありますが、それぞれ支援金の対象となりますか。	支援金の対象となる事業所の種別に該当する場合は、それぞれ対 象となります。

<他の支援金等との関係について>

1	1 つの法人が複数の種別の施設等を運営している場合、岐阜県の他の光熱費高騰対策支援金を申請することは可能ですか。	1つの法人が複数の種別の施設等を運営している場合は、各種別ごと(医療施設、薬局、高齢者施設、障がい福祉サービス事業所)に県の支援金を申請することが可能です。ただし、対象となる施設については、それぞれの種別ごとの支援金交付要綱に定められていますので、ご確認ください。
2	同じ事業所で、介護サービスと併せて障害福祉サービスの提供していますが、介護分と障害分それぞれ対象となりますか。	同じ事業所で介護サービスと併せて障がい福祉サービス(共生型 サービス及び訪問系サービス)を提供している事業所等は、介護 分で申請ください。障害分を重複しての申請はできません。
3	等)から受けている、又は受ける予定で	他団体からの同様の趣旨の給付金の受給(予定を含む)等の有無 に関わらず、支援金を受け取ることが可能です。ただし、本支援 金を受け取った場合に他の給付金等を受けることができるか否か は、他の給付金等の支給要件をご確認ください。

<申請方法について>

1	申請様式はどこで入手できますか。	以下の県ホームページから様式をダウンロードしてください。 https://www.pref.gifu.lg.jp/page/261184.html
2	申請書はどのように提出しますか。	申請書類を郵送で事務局に送付してください。 なお、郵送にあたっては、簡易書留等、追跡可能な方法としてください。
3	FAXや電子メールでの申請はできますか。	郵送による申請のみ受け付けます。また、新型コロナウイルス感染予防の観点から、申請書の持参による申請は御遠慮ください。
4	申請の受付期間はいつまでですか。	申請の受付期間は、令和5年2月22日(当日消印有効)までとします。 ただし、多数の申請が予想されるため、可能な限り1月中の申請にご協力をお願いいたします。
5	複数の高齢者施設を運営している場合、 施設ごとの申請ですか、それとも法人で まとめて申請ですか。	法人単位で申請ください。様式2に交付対象となるすべての施設 等を記入ください。
6	様式2は20行までしかありませんが、施 設等がそれより多い場合はどうしたらよ いですか。	用紙を追加して記入してください。様式1は手書きで入力してく ださい。
7	申請書に押印は必要ですか。	申請書に押印は必要ありませんが、誓約書には代表者の自署もしくは記名押印が必要となります。
8	インターネットバンキングを利用しており、通帳の写しを提出することができないがどうしたらいいですか。	口座名義及び口座番号が確認できる画面のコピーや画像を提出してください。
9	過去に県への口座登録(債権者登録)を 行ってあるが、あらためて「振込先確認 書(別紙2)」を提出する必要がありま すか。	本支援金については、支出事務が委託されるため、県への口座登録(債権者登録)の有無に関わらず、「振込先確認書(別紙2)」を提出願います。
10	要綱の別表2にある「その他申請において必要と認められる書類」とは何ですか。	審査の過程で必要と認められる書類が発生した場合、別途提出を お願いすることがあります。
11	申請書類の控えは残しておいた方がよいですか。	申請時に提出された書類は返却いたしません。事務局から確認や 修正の連絡をした際に確認できるよう、申請書類一式については コピーや電子データなどにより控えを残して下さい。
12	養護老人ホーム、軽費老人ホームは指定 を受ける事業所ではないため、指定(更 新)通知書は提出しなくてもよいです か。	養護老人ホームは「設置許可書」を、軽費老人ホームは「設置に 係る届出書の控え」もしくは「届出受理通知書」をご提出ください。 ただし、特定施設入居者生活介護事業所である養護老人ホーム、 軽費老人ホームは、指定(更新)通知書を提出ください。
13	1 つの法人が複数の種別の施設等を運営 している場合、申請はまとめて行う必要 がありますか。	「医療施設」「薬局」「高齢者福祉施設」「障がい福祉サービス 事業所」の区分ごとに申請書を作成してください。提出時期は同 時でなくても構いません。

高齢者施設

<支援金の交付等について>

1	支援金の交付はいつ頃になりますか。	令和5年3月末までに指定いただいた口座に振込予定です。
2	支援金の交付が決定した旨の通知は届きますか。	交付が決定した旨の通知は行いません。口座への振込をもって交付決定と御理解ください。
3	不交付となることはありますか。	交付要綱に規定する要件を満たさない場合のほか、申請書類不備 があった際に期日までに修正依頼に応じない場合や、受付期間を 過ぎてから申請された場合等は不交付となります。
4	申請書類の申請状況等を確認したいがどうしたよいですか。	多数の問合せが予想されることからなるべくお控えください。審査の過程で、確認や補正をお願いする場合は、事務局から連絡いたします。

<その他>

1	実績の報告は必要ですか。	本支援金に係る実績の報告は不要です。
2	支援金の用途制限はありますか。	支援金は光熱費等の高騰分に活用されることを想定しています が、特段の用途制限はありません。